

# 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書

公益財団法人 三重県下水道公社

## 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書

### (総則)

**第1条** 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この共通仕様書に定めるもののほか、各浄化センター施設点検運転監視等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づき、本契約を履行しなければならない。

### (目的)

**第2条** 本仕様書は、甲が発注する浄化センターの施設点検運転監視等業務（以下「処理場維持管理」という。）に係る委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め契約の適正な履行を図るために定めるものである。

### (仕様書の適用範囲)

**第3条** 共通仕様書は業務遂行上の順序、使用材料の品質、数量及び施工方法等必要な業務内容、技術的要素を示したものであり、各浄化センターの仕様の詳細は特記仕様書に定めるものとする。

### (業務の内容)

**第4条** 乙が実施する業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 運転操作監視業務〔終末処理場、場外ポンプ場（場外ポンプ場を有する場合に適用）〕

乙は、運転操作監視の業務として次の作業を行うものとする。

- ① 中央監視室における24時間連続監視、運転操作、記録、故障対応、緊急時対応
- ② 各処理施設における定期監視、現場における運転操作等
- ③ 汚泥処理設備の運転操作、記録（必要に応じ時間外・（土・日、祝日及び年末年始（以下「休日」という。））
- ④ 脱水汚泥の搬出計画及び搬出補助業務（必要に応じ時間外・休日対応）
- ⑤ 休日における場内巡回点検及び全日の夜間巡回点検
- ⑥ 場外ポンプ場の24時間連続遠隔監視操作、故障対応、緊急時対応  
（中継ポンプ場、マンホールポンプ場を有する場合）
- ⑦ 中央監視室における接続点流量の遠隔監視（遠隔監視装置を有する場合）
- ⑧ 建築設備類の警報等に関する連続監視、操作、記録、故障対応、緊急時対応
- ⑨ 建設部署及び甲が行う建設工事、修繕工事、委託業務に伴う機器・設備の切替・操作及びその他の対応運転に関する措置。ただし、第5条に示す作業時間内に実施できるものに限るものとし、時間外及び休日におけるものについては、甲乙の

協議とする。

- ⑩ 異常流入水、その他の災害に係る緊急時の対応
- ⑪ 建設部署及び公社が行う建設工事・修繕工事、委託業務についての調整及び協議への参加
- ⑫ 流入水の処理（水処理、汚泥処理）に必要な最適な運転方法及び効率的な処理場管理の検討・実施に係る業務
- ⑬ 汚泥処理作業に必要な脱水汚泥の含水率の測定管理
- ⑭ 中央監視室内、その他運転操作室等内の整理整頓及び日常清掃
- ⑮ 完成図書類の整理等
- ⑯ その他特記仕様書に定める運転監視に係る業務

(2) 保守点検業務（終末処理場、場外ポンプ場、接続点流量観測施設）

保守点検業務として次の作業を行うものとする。

- ① 日常点検
  - ・運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、日々行う点検（五感による確認、調整及び記録等の作業）
- ② 定期点検
  - ・機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週、1か月、3か月、6か月、1年等期間を定めて行う点検及び記録（測定、調整、分解清掃及び記録等の作業）
- ③ 臨時点検
  - ・故障警報、機器及び設備の異常に対して状況を確認するため、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録。
- ④ 定期自主点検（指定施設、設備）
  - ・法の定めに従い場内で自ら行う点検及び記録
- ⑤ 簡易な故障修理（特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置ができる修理）
- ⑥ 水処理工程における水質測定装置及び工程管理に係る測定装置の清掃点検、薬液補充（薬液剤含む）、機器調整・校正等の点検保守管理
- ⑦ 自動採水装置（固定式）の整備（分解整備は除外）及び清掃
- ⑧ プラント設備、建築設備の点検機器及びその周辺の清掃
- ⑨ 終末処理場、場外ポンプ場の土木・建築構造物及び建築設備類の目視点検
- ⑩ 放流渠地上工作物の目視点検（対象物は、放流口スクリーン、放流口周辺及び放流渠中間マンホールとする。点検周期は、月1回とする。）
- ⑪ 機器及び設備の据え付け場所、水路、トラフ等の清掃、補修塗装等の作業
- ⑫ 場内側溝、各柵、マンホール、各水槽（汚水槽、汚泥貯留槽等を含む。）等の点検

及び水抜き、清掃等の作業。ただし、各水槽の作業については、水処理、汚泥処理に著しく影響が出ない場合に適用する。(予備槽を有し切替が可能な場合)

- ⑬ 屋上の防水等の点検及びルーフトレンの清掃。
- ⑭ 建設部署及び甲が行う各種工事に係る事前処置作業(池清掃、ルート変更作業等で外部からの人的応援の必要がない範囲での作業)ただし、この作業内容が本業務を遂行するうえで著しく影響を及ぼすものについては、甲乙が協議し決定する。
- ⑮ 場外ポンプ場及び接続点流量観測施設の保守点検業務は巡回方式とする。  
(巡回周期等については特記仕様書による。)
- ⑯ 異常流入水、その他の災害に係る緊急時の対応
- ⑰ その他特記仕様書に定める保守点検業務に係る作業

### (3) 簡易水質試験業務

乙は、水質測定器等を用いた簡易水質試験を実施するものとする。頻度、回数、試験を行う状態などについては、特記仕様書による。

### (4) その他業務〔終末処理場、場外ポンプ場(場外ポンプ場を有する場合に適用)〕

乙は、その他の業務として次の作業を行うものとする。

- ① 甲が所有する施設維持管理に係る消耗品、予備品、資機材の管理及び乙が所有する備品、物品等の管理
- ② 場外ポンプ場機能維持に伴うその他の業務
  - ・ 除塵、除砂に係る作業
  - ・ 設備等の運転操作に係わる作業
- ③ 甲が行う見学、研修会への対応に係る補助業務
- ④ 清掃業務  
(別途清掃業務仕様書に基づき実施。)
- ⑤ 植栽除草等業務  
(別途植栽除草管理業務仕様書に基づき実施。)
- ⑥ 上記以外で特記仕様書に定めるその他業務の作業

### (5) その他の技術業務

乙はその他技術業務として、機器の劣化度の判断に供する基礎資料を作成するために、機器の状態を継続的に観察し、年度ごとに現況確認を行うものとする。

### (6) 事務業務

乙は、事務業務として次の庶務一般に係る作業を行うものとする。

- ① 甲との業務に関する協議、打ち合わせ及び甲への報告
- ② 業務実施計画書の作成

- ③ 日誌、日報、月報、年報、運転記録、各種作業計画書、作業実績報告書、打合せ簿、その他文書等の作成及び整理
- ④ 作業要領、操作マニュアル、手順書、危機管理対応マニュアル等の作成および見直し
- ⑤ 汚泥の搬出に関する計画の策定
- ⑥ 甲の指示、依頼による各種資料収集及び作成
- ⑦ 委託料の請求に関する事務
- ⑧ 水処理、汚泥処理、施設運転管理等下水道施設維持管理に関する技術研究及び報告
- ⑨ 機器台帳の作成及び整備履歴等の記録・入力事務
- ⑩ 工事及び点検等委託に係る停電作業に伴う操作手順表（手順書）の作成協力
- ⑪ 各種機器操作手順書の作成
- ⑫ 甲が行う啓発事業等への事務的業務の協力
- ⑬ 上記以外で特記仕様書に定める事務業務の作業

(7) 各種調達業務

乙は、別に定めるユーティリティー、施設消耗品等の調達を行うものとする。ここで定める調達とは、納入業者との契約、発注、在庫管理、報告、請求までの事務処理を含むものとする。各種の調達業務は、調達仕様書による。

(8) 修繕業務

乙は、一件、50万円未満の修繕工事の発注、施工確認、請求事務までの業務を行うものとする。ただし、発注前に修繕起工理由、金額の妥当性、発注先等を監督員に報告し確認を受けるものとする。完成時の確認については、監督員が行う。

(9) 包括業務

本契約に包括する業務は、前第1号から8号に定める業務のほか、特記仕様書に記載する業務とする。

**(作業時間)**

**第5条** 前条に掲げる業務は、原則として毎日（休日を除く。）の所定時間（原則8時30分から17時15分）内とする。ただし、中央監視室における運転操作監視業務は、年間昼夜連続とし、簡易水質試験業務は毎日（休日含む。）とする。

2 汚泥脱水作業及び汚泥搬出補助作業は、前項の作業時間に関わらず必要に応じ行うものとする。

3 作業時間が第1項により難しい場合、故障対応等臨機の措置を行う場合、及び非常事態の発生又は発生のおそれがある場合等により作業時間の変更が生じたときは、監督員と

協議することとする。

- 4 乙は、第1項に関わらず甲の要請があれば作業時間の変更について協力するものとする。

#### (業務体制)

**第6条** 乙は、本業務を適切に履行するため業務の実施体制及び危機対応体制を確立し、甲に通知するものとする。

- 2 業務総括責任者は、業務全体の責任者で、各業務に精通し、技術的能力を有し、従業員を管理する能力がある者とする。
- 3 副総括責任者は、業務総括責任者を補佐及び代行ができる管理及び技術的能力を有し、各業務に対する的確な判断ができる者とする。
- 4 乙は、業務の履行にあたり、関係法令に基づく必要な有資格者の配置をしなければならない。

#### (対象施設、設備の状況及び機能の確認)

**第7条** 契約書第8条による対象施設、設備の状況及び機能の確認は、業務着手前に甲、乙の双方が同時に確認し、問題がある施設・設備については、乙は、文書及び写真等により記録し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、契約の完了時に施設・設備の状況及び機能の確認を行い、乙の責と判断される問題がある場合は、乙に、無償で速やかに修復させなければならない。

#### (一括再委託等の禁止)

**第8条** 乙は、下記の業務については一括、部分的を問わず再委託してはならないこととする。

対象業務	再委託禁止事項
①終末処理場施設の運転操作監視業務	すべての業務（その他業務は除く）
②終末処理場施設の保守点検業務	すべての業務
③簡易水質試験業務	すべての業務
④各種調達業務	すべての業務
⑤その他技術業務	すべての業務
⑥事務業務	すべての業務

#### (業務実施計画書)

**第9条** 契約書第9条に規定する業務実施計画書は、業務の履行に必要な事項を整理するものであり、乙は、この業務実施計画書を遵守し業務の実施にあたらなければならない。この場合、乙は、業務実施計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、変更が生じた場合は、その事項に関し業務実施変更計画書を作成し提出しなければならない。

- (1) 業務の概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 主要使用資機材
  - (5) 各種業務の実施方法
  - (6) 業務の管理
  - (7) 安全管理
  - (8) 緊急時の体制及び対応
  - (9) 環境管理
  - (10) 教育研修計画
  - (11) その他（監督員が補足を求めた事項含む。）
- 2 契約書第9条第2項に規定する暫定業務計画書の必須事項は、前項第3号及び第8号とする。

#### (作業計画及び維持管理の基準)

**第10条** 乙は、各月末までに翌月に実施する月間の作業計画を立て、監督員に提出しなければならない。

- 2 乙は、電気事業法に定める保安規程類、及び「下水道維持管理指針（2003年度版）」に準拠し、保守点検の業務を実施するものとする。

#### (流入標準等)

**第11条** 契約書第12条第1項に規定する流入標準等については、次に掲げる事項とし、その内容は、特記仕様書による。

- (1) 流入水に関する事項
  - ア 予定水量
  - イ 水処理施設運転予定
  - ウ 流入標準
- (2) 放流水に関する事項
  - ア 法令基準（地元協議会等と協定が締結されている場合は、当該協定値を含む。）
  - イ 目標放流水質
  - ウ 放流水質管理値
- (3) 汚泥処理に関する事項
  - ア 目標含水率
  - イ 汚泥処理管理値

**(水処理施設、汚泥処理施設運転操作)**

**第12条** 甲及び乙は連携し、仕様書に定める放流水質を達成するため適切な運転操作を行わなければならない。連携に係わる事項は次のとおりとする。

- (1) 甲は、自ら分析し得られた水質情報のうち、運転上で必要とされるものを提供しなければならない。
  - (2) 乙は、上記(1)以外の項目について水質情報等を求める場合は、予め甲と協議しなければならない。
  - (3) 乙は、水質測定機器・工程管理測定機器等のデータ及び甲の水質情報等により運転に関する分析・判断を行い常に最適となるような運転に努めなければならない。なお、運転に関する事項は、甲と緊密に協議しなければならない。
  - (4) 甲は、前条第1号に規定する流入水に関する事項を満たしている場合であって、仕様書に定める放流水質管理値を満たせない場合、若しくはそのおそれのある場合又は放流水質法令基準を満たせないおそれのある場合は、乙と運転操作等について協議し、是正措置を講じなければならない。
  - (5) 監督員は、前号の措置を講じる時は、甲及び乙の協議事項についてその内容を文書化し、乙に伝達しなければならない。
  - (6) 乙は、是正を受けた場合、運転操作等の変更について計画書を作成し監督員に提出しなければならない。
- 2 乙は、水処理施設、汚泥処理施設の運転にあたり、ユーティリティーに関する事項について、使用量等の状況を把握するとともに、最も効率的な運用を行い使用量の削減、省エネルギー等に努めなければならない。
- 3 乙は、現有する水処理施設、汚泥処理施設の能力及びその方式特性を生かした運転を行わなければならない。

**(記録等)**

**第13条** 乙は、所定の様式にて運転管理状況を報告しなければならない。ただし、所定の様式により難しい場合は、監督員と協議し変更することができる。

**(機器の点検、整備結果)**

**第14条** 特記仕様書等に定める機器の点検及び整備の結果は記録としてまとめ、翌月5日までに報告しなければならない。ただし、5日が休日に該当する場合は翌日以降の休日でない日とする。

- 2 点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を監督員に報告し、その対応を協議しなければならない。

### (教育研修)

**第15条** 乙は、当該処理場・ポンプ場施設に合った最適な運転方法及び安全管理等について教育・研修を行わなければならない。

- 2 乙は、業務の適切な遂行と一定の技術水準の確保を目的とした技術者の育成を行わなければならない。
- 3 甲は、乙が前2項に係る事項を実施する場合は、協力しなければならない。
- 4 乙は、教育研修について、業務実施計画書にその内容を記載するとともに、実施状況は記録し、監督員の請求があれば直ちに提示し、支払における確認時に、提出しなければならない。

### (業務報告及び完了届)

**第16条** 乙は、月間、週間の作業が完了したときは、速やかに作業実績報告書を提出しなければならない。

- 2 監督員は、前項の他に業務の履行を確認するため、必要とする事項についての報告を求めることができる。
- 3 乙は、毎月の業務が完了したときは、速やかに関係書類を添付し、「( ) 月分) 委託業務完成報告書」を監督員に提出しなければならない。
- 4 乙が甲に対して報告する事項及び時期は、以下のとおりとする。

事項	報告書に含める内容	報告時期
日報関係	別紙報告書一覧表を参照のこと	翌日の打ち合わせ時まで (翌日が休日の場合は翌日以降で休日でない日)
月報関係	別紙報告書一覧表を参照のこと	翌月5日まで
年報関係	別紙報告書一覧表を参照のこと	事業年度終了後5日以内
その他	別紙報告書一覧表を参照のこと	速やかに

- 5 業務の報告は、甲の指定する様式により行う。ただし、様式の制定がないものについては、甲乙協議により乙が作成する。

### (業務の引継)

**第17条** 乙は、業務の引継が生じたときは、新たな受託者(以下「丙」という。)に業務開始後速やかに引き継ぎを行わなければならない。なお、内容及び期間は、甲、乙、丙の三者協議によるものとする。原則として、下記の内容は必ず実施すること。

種 類	遵守すべき事項
①通常運転に関する項目	通常時における処理場及びポンプ場での運転操作の留意事項（季節、時間別流入量特性に対応する運転）
②危機管理に関する項目	異常時における処理場及びポンプ場での運転操作の留意事項（降雨時の流量変動特性に対応する運転）
③機械・電気設備に関する項目	機械・電気設備の運転に関する留意事項
④その他	甲が指定する事項

- 2 現場における引継内容等の詳細については、乙と丙が協議するものとする。乙は、丙が運転等に関する事で指導を求める場合は、協力しなければならない。
- 3 引継に要する経費は、丙の負担とする。
- 4 乙から丙への引継の実施に当たっては、原則として監督員の立会いの上、行うものとする。

#### (簡易修繕及び造作)

**第18条** 乙は、保守点検で発見した不良箇所及び故障発生箇所のうち、修繕が可能なものについては、修繕しなければならない。

- 2 簡易修繕及び造作の適用は、特記仕様書による。

#### (安全の確保)

**第19条** 乙は、常に業務の履行の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。また、安全に関する関係法令並びに三重県及び甲が定める安全対策に関する事項等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、豪雨、出水、強風、波浪、高潮、地震、その他の天災の情報に注意を払い、災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 3 乙は、業務期間中安全巡視を行い、業務の区域及びその周辺の安全の確保をしなければならない。
- 4 乙は、業務の工程に応じ月毎に作業に係る作業員全員の安全に関する教育研修・訓練等を実施しなければならない。
- 5 乙は、安全に関する事項について業務実施計画書に具体的に記載しなければならない。この安全に関する計画は、甲が定める事項については、それを基本とする。
- 6 業務実施計画書に具体的に記載した事項の実施状況は記録し、監督員に提出しなければならない。
- 7 事故が発生した際には、速やかに応急措置を講じ、直ちに甲に報告するものとする。

#### (火災防止)

**第20条** 乙は、乙が使用する室及びその他火災の発生のおそれがある場所には、火元責任者を選任し、火元の管理を徹底しなければならない。また、作業上火気を使用する場合は、その都度火気取扱責任者を選任し、火気の始末を徹底させ、場内施設の火災防止に努めなければならない。

**(盗難、侵入者の防止)**

**第21条** 乙は、現場における設備機器、備品工具類、消耗品等の盗難、及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

**(緊急事態)**

**第22条** 契約条項に記載する想定しうる緊急事態とは次のとおりとする。この緊急事態に対応するため、甲、乙協議の上、行動計画を策定するものとする。

種 類		行動計画に盛り込むべき事項
災害	集中豪雨による流入水の大幅増	事前準備、空池貯留、併用処理実施基準
	異常水質汚水の流入	状況の把握、連絡体制、運転管理に与える影響の把握、処置及び措置
	台風、津波、高潮、地震による施設損壊	被災状況の把握、連絡体制、運転管理に与える影響の把握、代替措置
事故	施設内での火災	消火活動、避難方法、連絡体制、
	施設内での爆発	消火活動、避難方法、連絡体制、被災状況把握
	施設内での酸欠等	救助活動、救急処置、連絡体制、被災状況把握
	長期電力供給停止	自家発電機用燃料の確保、代替運転、

**(清掃、整頓)**

**第23条** 乙は、本業務の対象施設を常に整理・整頓し、清潔に努めなければならない。また、清掃業務が契約に包括されている場合は、「清掃業務共通仕様書、清掃業務特記仕様書及び清掃基準」に基づき実施するものとする。

**(消耗品、備品、工具の負担)**

**第24条** 業務委託に要する機材、工具、消耗品類の甲、乙の負担は、別表「消耗品・備品等一覧表」のとおりとする。

2 指定する消耗品等については、みえ・グリーン購入基本方針に基づき調達するよう努めるものとする。

**(貸与物品)**

**第25条** 甲は、業務の履行に必要な工具等のうち設備機器に付属する専用工具等特殊なものに限り、貸与するものとする。

**(完成図書類の閲覧・複写)**

**第26条** 業務の履行に必要な完成図書及びその他の資料の閲覧、複写については、監督員にその都度求めることができる。

2 閲覧は、原則当該業務履行場所とし、完成図書、その他の資料及び複写物については、場外への持ち出しは禁ずるものとする。

**(従業員の服装)**

**第27条** 乙は、従業員に作業に適した安全で清潔な統一した服装をさせ、かつ名札等により乙の従業員であることを明らかにしなければならない。

**(届出書類)**

**第28条** 乙は、業務の着手及び完了にあたり契約条項に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 業務総括責任者選任届
- ③ 副総括責任者選任届
- ④ 業務実施計画書（年間）
- ⑤ 業務完了届（業務完了後）
- ⑥ その他監督員が指示する書類

2 乙は、これらの届出書類に変更があった場合は、速やかに提出しなければならない。

**(乙による技術提案)**

**第29条** 乙は、契約書第33条に定める技術提案を行う場合、原則として文書により行うものとする。提出する提案書には次の事項を必ず盛り込むこと。

事項	内容
提案対象	技術提案は何に対して行うものであるか
現状値	提案する対象について受託者が把握している現状値
目標値	提案する対象について受託者が達成できる目標とする値
効果	目標達成時のコスト縮減額等（減額要因、増額要因含めて可能な限り記載すること）
放流水質への影響	提案した技術が放流水質に与える影響

施設機能への影響	提案した技術が施設機能に与える影響（例：時間あたりの脱水能力の低下など）
----------	--------------------------------------

**(遵守すべき法令等)**

**第30条** 受託者は契約の履行に際し、関係法令を遵守しなければならない。

**(汚水流入量等の変動)**

**第31条** 契約書第34条第3項の規定の適用は、予定水量又は汚泥処理量に10分の2を超える増減が生じた場合とする。

- 2 予定水量が変更の適用対象となる増減幅であっても特記仕様書で示す該当年度の水処理施設運用予定の範囲であれば変更の対象としない。
- 3 汚泥処理量の増減に係わる汚泥処理施設運転に関する変更処理は運転日数（365日上限）及び運転時間（監視時間による区分）により算出した工数とする。

**(暴力団排除条例に基づく措置)**

**第32条** 乙は業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察へ通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 甲へ連絡すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議すること。
- 2 甲は、乙が前項のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県へその内容を報告する。

別表 「消耗品・備品等一覧表」

1 乙が用意する消耗品・備品類及び燃料は、表1、表2のとおりとする。

○ 表1 (乙負担)

表1に記載する消耗品・備品等は、直接経費、間接業務費(安全衛生費)、損料等に含まれるものである。

什器・備品類	・事務用机、事務用椅子、更衣ロッカー、保管庫、書庫類、黒板、下足箱等事務用備品
	・連絡用・巡回用自動車及び自転車類並び場内外搬送用車両
	・電話等通信設備、複写機器類等事務用備品
	・冷蔵庫、洗濯機等電化機器及びガス器具類
	・被服類、履物類、寝具類等生活用品
	・使用する茶器類及び日用品類
消耗品類	・ボルト、ナット、ビス、釘等で施設維持に必要とする緊結部品(専用部品は除く。)
	・パッキン類(配管用パッキン・グラントパッキン・銅パッキン・Oリング等)
	・操作卓、グラフィックパネル、現場操作盤等のランプ類
	・提出書類、報告書等作成用用紙類
	・塗料、希釈液、刷毛等の塗装用品類(軽微な補修用)
	・洗浄用ホース、散水用ホース、ノズル、デッキブラシ等の洗浄・散水用品類
	・バルブ・コック等で口径50mm以下のバルブ類、塩ビ配管材(50A以下少量数量)
	・機器の軽微な補修、修繕に必要な部品及び交換部品類(省エネ型Vベルト等を含む。)
	・日常清掃、定期清掃、特別清掃に必要とする消耗品類
	・機器洗浄用油、洗浄剤、ウエス、機器清掃用具等機器清掃に必要とする整備用品
・乙が使用するトイレット紙・石鹼・消毒剤・救急用品等衛生用品	
・除草、草刈、樹木管理に必要とする消耗品	
潤滑油脂類	・下水道施設機器に必要とする潤滑油脂類(オイル、グリス類) [機器1台で20リットル以上の交換又は補充の場合は、甲の負担とする。]
	・維持管理業務に必要とする機器への潤滑油脂類(草刈り機、移動型発電機等)
燃料	・維持管理業務に必要とする機器への燃料(草刈り機、移動型発電機等)

薬品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙が用意する測定器具類を維持するために供する試薬等</li> </ul>
備品 (用具・工具類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草、草刈、樹木管理に必要とする用具・機材</li> <li>・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具類</li> <li>・日常清掃、定期清掃、特別清掃に必要とする清掃用具、機材</li> <li>・保守管理業務に係る定期点検、分解整備に要する部品、機材、工具類</li> <li>・汎用品以外の用具、工具類、機材、及び特殊工具類（ただし、機器に付属する専用工具は、除く）</li> <li>・業務関連対応用具類（高圧洗浄機、汎用ポンプ類等）</li> <li>・簡易水質試験に供するメスシリンダー、透視度計等の測定用具類</li> </ul>
備品 (測定機器類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用測定器具類</li> <li>・保守点検に必要な測定器具類（テスター、クランプメーター、絶縁抵抗測定器、赤外線放射温度計、騒音測定器、振動測定器、照度計、熱線式風速計、回転計、検電器、検相器、デジタル温度計、保護継電器試験器、交流・直流電流計、電圧計等）</li> <li>・安全管理に必要な測定器具類（毒性ガス検知器・硫化水素測定器・酸素濃度計等）</li> <li>・pH計、DO計、ORP計、MLSS計、水分計、残留塩素測定器、電気伝導度計等</li> </ul>
安全管理器具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット・防塵マスク・防塵メガネ・安全ロープ・救助用ロープ・ベルト・安全標識・その他安全管理器具</li> <li>・乙が使用する備蓄飲料、食料</li> <li>・特別消毒薬等の衛生用品</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「甲が用意する消耗、備品類」に含まれない物で本業務の遂行上必要とするもの</li> </ul>

○ 表2（乙負担）

表2に記載する消耗品類、薬剤類は、設計仕様書等の「施設消耗品」項目である。

消耗品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯、水銀灯等照明用の交換ランプ</li> <li>・記録計、データロガーの用紙類、ペン、カートリッジ類、印刷用紙、インクリボン、カラー印刷フィルム等</li> <li>・その他施設消耗品として設計仕様書において計上するもの。</li> </ul>
薬剤類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水処理工程管理用（放流水水質監視機器含む。）設置機器試薬、校正液、内部液等</li> <li>・ろ布洗浄剤</li> <li>・その他施設消耗品等として設計仕様書において計上するもの。</li> </ul>

注1：表2と設計仕様書等の「施設消耗品」項目とに差異がある場合は、設計仕様書等を優先する。

注2：水処理、汚泥処理に要する薬剤及び消臭剤並びに燃料（自家発電機、空気調和設備用）は、薬剤調達業務仕様書による。（浄化センター対象項目について各々適用）

2 甲が用意する消耗・備品類、燃料、薬品類は表3のとおりとする。

表3 甲が自ら使用するもの、甲が用意しなければならないと判断できる物品

消耗品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲が使用するトイレトーパー、手洗い用水石鹼、特別消毒薬等の衛生用品</li> <li>・甲が負担することが相当であると認められる消耗品類</li> </ul>
薬品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質試験に係る薬品類（簡易水質試験に供するものは除く。）</li> <li>・異常水質の対応に要する薬品類（中和剤等）</li> </ul>
分析用ガス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析用特殊高压ガス類</li> </ul>
安全管理器具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気呼吸器、救助用担架、ポータブル発電機、投光器、電工ドラム、エンジンカッター、エンジンチェンソー・油圧ジャッキ・救出活動用工具等救命救出用品</li> <li>・油吸着・吸収材</li> <li>・土嚢袋</li> <li>・避難、脱出、初期消火用品</li> </ul>
緊急時における対応資機材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時における対応に必要とする資機材</li> <li>・甲が使用する備蓄飲料、食料</li> </ul>